

1. 丹波市文化芸術推進基本計画について（諮問・答申）

諮問第13号

丹波市文化芸術推進審議会

丹波市文化芸術推進基本計画について（諮問）

文化芸術とは、人々の創造性をはぐくみ、その表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや、相互に理解・尊重し合う土壌を提供し、多様性を受け入れることができる「心豊かな社会」を形成するものです。

丹波市の文化芸術活動については、広く文化芸術を鑑賞・創造し、又はこれに参加することで、その課題は、個人・団体による自立した活動やその機会の充実、次世代の文化芸術を担う人材育成、また、文化資源の有効な活用、情報発信等があげられます。

加えて、人口減少、地方創生に向けた取組みにおいて、文化芸術活動が地域や人々の活力の源となり、まちづくりや人づくりを推進していく上で果たす役割は大きいものがあります。

これらのことから、第2次丹波市総合計画（基本計画）の施策目標である「地域の芸術・文化を守り、育て、活かそう」の目標を更に明確にするため、文化芸術推進審議会を設置し、文化芸術の推進に関する具体的戦略をもった中長期的な方向性を示す「丹波市文化芸術推進基本計画」を策定します。

ついては、「丹波市文化芸術推進基本計画」の策定について、丹波市文化芸術推進審議会設置条例（平成30年丹波市条例第6号）第2条の規定により諮問します。

平成30年8月20日

丹波市長 谷口 進



令和2年2月4日

丹波市長 谷口 進一 様

丹波市文化芸術推進審議会

会長 藤野一夫

丹波市文化芸術推進基本計画の策定について（答申）

平成30年8月20日付諮問第13号で諮問のありました丹波市文化芸術推進基本計画の策定について、当審議会において慎重に審議を重ねた結果、別添の「丹波市文化芸術推進基本計画（案）」のとおり答申します。

人口減少が進むことによって、地域の活力も衰退していくことが予想される中、様々な文化芸術活動を積極的に推進し、地域の活力を創出することが必要です。

今後は、市民・団体・行政が一体となり、本計画の基本理念である「多様な文化芸術を活かした次世代の人づくり・まちづくり」の実現に向けて、着実に取り組まれることを期待します。

2. 丹波市文化芸術推進審議会設置条例

(設置)

第1条 文化芸術基本法（平成13年法律第148号）第7条の2第1項の規定に基づき、本市の実情に即した文化芸術の推進に関する計画を定めるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、丹波市文化芸術推進審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、丹波市文化芸術推進基本計画の策定に関し、市長の諮問に応じ、必要な調査及び審議を行い、教育委員会の意見を付し、答申するものとする。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 文化、芸術又は芸能に関する関係団体の代表
- (2) 識見を有する者
- (3) 学校教育及び社会教育の関係者
- (4) 公募による市民
- (5) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、所掌事務の終了をもって終わるものとし、任期中にその身分又は所属を離れたときも、なお在任することができる。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 議長は、会議において必要と認めるときは、委員以外の者を出席させ、意見を聴き、又は必要な書類の提出及び説明を求めることができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、まちづくり部において処理する。

(その他)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮り、これを定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 第3条第2項第4号に規定する公募の方法による委員の選任に関し必要な手続きは、この条例の施行前においても行うことができる。

3. 丹波市文化芸術推進基本計画の策定に関する庁内検討会議設置規程

(設置)

第1条 丹波市文化芸術推進審議会に提案する協議案件を調整するため、丹波市文化芸術推進基本計画の策定に関する庁内検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 文化芸術推進基本計画の素案の作成に関すること。
- (2) 市民等アンケート調査に関すること。
- (3) 文化芸術資料等の情報提供に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 検討会議は、次に掲げる者（以下「委員」という。）をもって組織する。

- (1) 企画総務部政策担当部長
- (2) まちづくり部長
- (3) 産業経済部長
- (4) 教育委員会事務局教育部長
- (5) 産業経済部次長兼観光課長
- (6) 教育委員会事務局教育部次長兼学校教育課長
- (7) 企画総務部総合政策課長
- (8) まちづくり部市民活動課長
- (9) まちづくり部文化・スポーツ課長
- (10) 教育委員会事務局教育部文化財課長
- (11) 教育委員会事務局教育部子育て支援課長
- (12) 教育委員会事務局教育部植野記念美術館係長
- (13) 教育委員会事務局教育部図書館係長

(会議)

第4条 検討会議の会議（以下「会議」という。）は、まちづくり部長が必要に応じて招集し、会議の座長となる。

2 検討会議は、所掌事務を行うため必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴き、又は必要な書類の提出及び説明を求めることができる。

(庶務)

第5条 検討会議の庶務は、まちづくり部文化・スポーツ課において処理する。

(その他)

第6条 この規程に定めるもののほか検討会議の運営に関し必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

この規程は、平成30年5月16日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年7月5日から施行する。

4. 丹波市文化芸術推進審議会委員等名簿

(1) 審議会委員

(敬称略、順不同)

選任区分	氏名	性別	役職	所属団体名等
文化、芸術又は 芸能に関する関 係団体の代表 (条例第3条第2項 第1号委員)	角 悟	男性		丹波文化団体協議会副会長
	米村 恵子	女性		丹波市文化協会常任理事
	磯尾 隆司	男性		丹波市展実行委員会会長 丹波彫刻会会長
	荻野 直貴	男性		丹波市立文化ホール事業推進会議 オペレータークラブ ZERO-IV会長
識見を有する者 (第2号委員)	藤野 一夫	男性	会長	神戸大学大学院国際文化学研究科教授 (文化政策、アートマネジメント)
学校教育及び社 会教育の関係者 (第3号委員)	中澤 正樹	男性		小学校音楽部部長
	梅谷 浩子	女性		丹波市社会教育委員の会議
公募による市民 (第4号委員)	廣瀬 仁美	女性		公募
	吉見 順子	女性		公募
その他市長が必 要と認める者 (第5号委員)	林 伸光	男性	副会長	兵庫県立芸術文化センターゼネラルマネージャー
	三木 哲夫	男性		兵庫陶芸美術館館長
	山本 浩史	男性		丹波の森国際音楽祭シューベルティアードたんば 実行委員会事務局、丹波文化団体協議会事務局
	大地 常夫	男性		丹波市観光協会副会長
	山内 順子	女性		丹波市文化財保護審議会 丹波市立歴史民俗資料館運営委員会
	進藤 妙子	女性		植野記念美術館運営委員会

○任期：平成30(2018)年8月20日～令和2(2020)年3月31日、所属団体名等：委員就任当時のもの。



【丹波市文化芸術推進審議会】

(2) 庁内検討会議

(順不同)

選任区分	氏名	摘要
企画総務部政策担当部長	近藤 紀子	
企画総務部総合政策課長	清水 徳幸	
まちづくり部市民活動課長	井尻 宏幸	
産業経済部長	西山 茂己	
産業経済部次長兼観光課長	細見 秀和	
教育部長	細見 正敏	平成31年3月31日まで
	藤原 泰志	平成31年4月1日から
教育部次長兼学校教育課長	足立 正徳	
教育部文化財課長	長奥 喜和	兼植野記念美術館副館長兼中央図書館副館長兼歴史民俗資料館長
教育部子育て支援課長	足立 勲	平成31年3月31日まで
	上田 貴子	平成31年4月1日から
教育部植野記念美術館係長	徳原多喜雄	
教育部図書館係長	大西 英幸	
まちづくり部長	足立 良二	事務局
まちづくり部文化・スポーツ課長	高見 智幸	〃
まちづくり部文化・スポーツ課芸術文化係長	長井 誠	〃
まちづくり部文化・スポーツ課主幹	高見 辰二	〃



【庁内検討会議】

5. 丹波市文化芸術推進基本計画の策定経過

日付	会議・業務名	内容
平成30(2018)年 5月23日(水)	庁内検討会議(第1回)	丹波市文化芸術推進審議会委員の選任 丹波市文化芸術推進基本計画の策定について(概要)
6月18日(月)	総務常任委員会	丹波市文化芸術推進基本計画の策定について
6月27日(水)	定例教育委員会	丹波市文化芸術推進基本計画の策定について
7月25日(水)	庁内検討会議(第2回)	市民等へのアンケート調査素案・施策体系図の検討
8月20日(月)	丹波市文化芸術推進審議会 (第1回)	委員の選任、諮問、策定概要の説明
10月19日(金)	庁内検討会議(第3回)	市民等へのアンケート調査素案の協議 現地視察の報告
11月12日(月)	丹波市文化芸術推進審議会 (第2回)	市民等へのアンケート調査案の協議・決定
平成31(2019)年 2月21日(木)	庁内検討会議(第4回)	市民等へのアンケート調査結果の報告 施策体系表の協議
3月29日(金)	丹波市文化芸術推進審議会 (第3回)	市民等へのアンケート調査結果の報告 施策体系表の協議
令和元(2019)年 7月5日(金)	庁内検討会議(第5回)	計画素案の協議
7月24日(水)	丹波市文化芸術推進審議会 (第4回)	計画素案の審議
9月6日(金)	庁内検討会議(第6回)	計画案の協議
9月24日(火)	定例教育委員会	計画案の報告
9月27日(金)	丹波市文化芸術推進審議会 (第5回)	計画案の審議
10月9日(水)	総務文教常任委員協議会	計画案の報告
10月19日(土)	文化芸術推進シンポジウム	基調講演・パネルディスカッション他
10月23日(水)	庁内検討会議(第7回)	計画案の協議
11月22日(金)	丹波市文化芸術推進審議会 (第6回)	計画案の審議
11月27日(水)	パブリックコメント	～12月26日(木)まで
令和2(2020)年 1月27日(月)	定例教育委員会	計画案の報告
2月4日(火)	答申	計画案の答申
2月13日(木)	総務文教常任委員協議会	計画案の報告

○その他、神戸大学国際文化学研究所の学生とは9回の協議を行った。

6. 丹波市文化芸術推進シンポジウム

1 開催趣旨（目的）

丹波市の文化芸術推進の方向性を示す「丹波市文化芸術推進基本計画」の策定にあたり、丹波市の多様な文化芸術を積極的に活用することで、丹波市の発展（人づくり・まちづくり）に繋げていくことを目的に開催しました。

2 開催日時

令和元年10月19日（土） 午後1時～午後3時30分

3 場所

丹波市立ライブピアいちじま大ホール（兵庫県丹波市市島町上田 814 番地）

4 参加者

250人（一般市民、文化芸術団体関係者、子育て世代、学校教育等関係者）

5 内容（敬称略）

（1）タイトル：多様な文化的資源を活かした次世代の人づくり・まちづくり

（2）司会者：西田夫佐

（3）スケジュール

項目	内容
オープニング	甲賀流氷ノ川太鼓振興会「鼓心」和太鼓演奏
基調講演	神戸大学大学院教授 藤野一夫 「市民アンケート調査結果から見える丹波市の文化芸術の現状と課題・将来展望」
大正琴	認定こども園ミライズそら 5歳児
パネルディスカッション	テーマ：多様な文化芸術を活かした次世代の人づくり・まちづくり コーディネーター：神戸大学大学院教授 藤野一夫 パネリスト：上田敦史（能楽大倉流小鼓方） 田口幹也（城崎国際アートセンター館長） 山口洋子（認定こども園ミライズそら園長） 山内順子（地域史研究家）
スプレーアート	日本チャンピオン：DAISUKE（井口大助）

6 シンポジウムの要点（まとめ）

（1）基調講演（神戸大学大学院教授 藤野一夫）

- ・芸術体験が人の成長に与える影響や日本の文化予算が先進国の10分の1程度に留まっている現状がある。
- ・人口が減少する中、文化芸術による地方創生が重要である。
- ・これまで文化財は保存していく方向であったが、深く理解をして活用していくことが大切になってきている。

(2) 実践報告

○山口洋子（認定こども園ミライズそら園長）

- ・これから人工知能（AI）が、今ある仕事の半分くらいを奪っていくとも言われている。そこで「認知能力（学力）」よりも「非認知能力（テストでは測定できない個人の特性による能力）」がクローズアップされており、これからは心の土台となるものが大事である。
- ・子どもは遊びを通して自尊心や自己有用感（肯定感）を育むことで、人を好きになったり、何にでもチャレンジするようになる。
- ・教育現場での経験から2～3歳の子どもは本能で動き、感受性が豊かであるため、幼少期に文化芸術に触れることが大切である。文化芸術と「非認知能力」は、とても深い関係がある。

○山内順子（地域史研究家）

- ・これまでは紅葉や桜がきれい、栗も小豆も美味しいという観光に比重が置かれていた。また、いわゆる人気の観光地を巡るという旅行会社からの受け身の観光が多かった。今後は、むしろ地域から仕掛けていくような観光になるとよい。
- ・普段の生活の中では当たり前になってしまい、地域資源の価値に気づけていないことがある。改めて見直すと、誇るべき本物がこの地域にはたくさんあるということに気づいて欲しい。

○上田敦史（能楽大倉流小鼓方）

- ・地域の物語（偉人・歴史・文化）を能にすることで、丹波から世界へ伝統的な猿楽を再興させようとしており、その中で伝統文化の継承を行っている。
- ・アウトリーチとして、小中学校の児童・生徒に能の授業を行っている。
- ・“ちーたん”と丹波竜”という能の作品を子ども向けに創作し、丹波のことを少しでも知ってもらう取組を行っている。
- ・今後は、地域の将来を考え「滞在」を視野に入れた取組を考えている。

○田口幹也（城崎国際アートセンター館長）

- ・豊岡市に2021年4月開学予定の国際観光芸術専門職大学（仮称）は、城崎国際アートセンターと連携して世界で通用する観光とアートのプロフェッショナルな人材を育成していく。
- ・街なみやそこに流れている時間が観光資源であることも、外部の方から教えられて気づいた。
- ・今までやってきたことを変えるということは非常に怖いことであるが、地域には伝統や文化があるので、新しい発想を怖がらず、試行錯誤してみることによって、数年たてば良い方向に行くのではないかと思う。これからの時代は、何もしないことが一番のリスクである。

(3) まとめ

- ・これからの30年はAIにはできない、AIに負けないような“人づくり”をしていくことが、私たちに課せられた大きな課題である。
- ・外から見た視点で文化芸術を活かすことが特に重要である。
- ・豊かな丹波の文化的資源を掘り起こして、調査研究も含め賢く紹介や理解をし、ファンを増やしていくような保存と活用の循環をつくるのが大切である。

7 アンケート集計結果

質問1 「基調講演」のご意見・ご感想をお書き下さい。

番号	年齢	性別	自由記述
1	20歳代	男性	非常に感動しました。
2	30歳代	女性	オーケストラ等、文化芸術とのふれあいが、子どもたちの心の豊かさに影響することが理解でき、大切なことだと知った。
3	30歳代	女性	日本は先進国の中で、予算が少ないという話が心に残っています。大切だけど、他に重要なことが多いから、中々予算がとれないという現状を知ることが出来ました。
4	40歳代	男性	日本の文化芸術支援予算の低さ、市民が質の高い芸術に触れる機会の少なさは、重要な問題だと思います。ヨーロッパのように、身近に音楽があり、芸術に触れる機会があるような環境づくりが出来ればと願います。
5	40歳代	男性	少し難しかったです。丹波市も芸術の多い市になって欲しいです。
6	40歳代	男性	アンケート結果からの丹波市の課題がわかりやすく説明されてよかった。
7	50歳代	女性	藤野先生のお話も大変わかりやすく、勉強させていただきました。
8	50歳代	女性	大変わかりやすく、法律の目的と丹波市の今後のあり方を学ぶことができました。藤野先生の話は、とても理解しやすかったです。
9	60歳代	女性	もっと難しいお話かと思っていたところ、わかりやすくて、とても良かったです。また機会があれば、来ようと思います。
10	60歳代	女性	わかりやすい説明でよかった。
11	60歳代	女性	文化芸術が子どもの成長にとって大切なことがよくわかりました。色々な環境の中で子どもは育っています。個人的には、体験できない子どもたちに、学校の行事を通して、できるだけ体験する機会を与えて欲しいです。
12	60歳代	女性	子ども達の成長に文化芸術が深く・広く・強く必要であると思いました。もっとお話が聞きたいと思いました。
13	60歳代	女性	それぞれの先生方のご尽力を改めて知ることができ、今後の丹波市において、将来を担う子ども達にすばらしい人間形成を期待することができました。
14	60歳代	女性	好きな人が好きなことだけをする芸術ではなくて、多くの芸術が鑑賞できる環境を整えて欲しい。予算も多をつけて欲しい。
15	60歳代	女性	地元では気づかない、知らない事を外部の先生として教えて下さい。
16	60歳代	男性	市の状況がよくわかった。
17	60歳代	男性	文化芸術基本法に伴う推進基本計画策定の関係がわかった。
18	60歳代	男性	アンケートに基づくお話なので現状がわかりました。アートの必要性を確信しました。
19	70歳代以上	女性	お話がスーッと入ってきて良かったです。
20	70歳代以上	女性	市民アンケート調査結果に基づく内容でとても納得できるものでした。自分たちが気づかない「宝物!」。新しい発想でチャレンジする。みんなで元気な丹波市をつくりましょう。
21	70歳代以上	女性	文化活動に落差がある。子育て世代への働きかけ方が大切ということがわかった。
22	70歳代以上	女性	難しすぎて一般人にはウケない。
23	70歳代以上	男性	丹波市全体についての道標を示していただいた。
24	70歳代以上	男性	きちんとした整理・分析がありよくわかります。お蔵入りにならないように、ずっと活用して下さい。
25	70歳代以上	男性	今日聞いた話で、あまり気にしていなかった事を浮き彫りにしていただいた事で、年老いた私ですが少しでも役に立ちたいです。
26	70歳代以上	不明	大いに参考になりました。高齢ではありますが、自分の楽しみである茶道を深め、機会ととらえて多くの人と交流を深めたいです。

質問2 「パネルディスカッション」のご意見・ご感想をお書き下さい。

番号	年齢	性別	自由記述
1	20歳代	男性	あまり興味が湧きませんでした。
2	30歳代	女性	様々な活動があることが分かった。短時間にまとめられていて分かりやすかった。
3	30歳代	女性	普段、関わることがない事業や活動をされている方のお話が聞けて、よかった。子どもの頃の実験が大切だと知り、自分はどんなことを経験させてもらったか、色々と思い出してみようと思います。
4	40歳代	女性	同じ丹波市の芸術や文化の話でも、多彩な方面から捉えてお話されることでとても新鮮で興味深く聴くことができた。
5	40歳代	男性	たいへん興味深い内容でした。今後のまちづくりについて、考える良い機会になりました。
6	40歳代	男性	何となく面白かった。丹波人ですが知らないことが多かった。「何もしないことがリスク」は、いい考えだと思う。
7	40歳代	男性	田口氏以外の3名の方々については、市内ですばらしい活動を実践されていることが理解できた。もっと、その活動が市民に知られるような支援が必要だと思った。土台（全国的に知られる観光地の城崎温泉）が違うが、豊岡市の視点と取組はすばらしい。丹波市が“華のあるまち”になるかは、TOP（市長）次第ですね。
8	40歳代	男性	少し内容が難しいと思いました。何事も一段一段上がって行くことが大切だと思いますが、初めて出席した者にすれば、内容が難しい。
9	50歳代	女性	パネラーの先生方、それぞれのお話を聞き、子ども達への文化の勉強に力を注ぎこむということはたいへん嬉しいです。
10	50歳代	女性	パネラー ・山口洋子氏…自分の人生を通して、未来に夢を持って仕事をされていて素晴らしい。 ・山内順子氏…地道な歴史活動の紹介、お腹にドーンとききました。 ・上田敦史氏…素晴らしい活動です。世界的な広がりを感じます。 ・田口幹也氏…城崎の素晴らしさを学ばせていただきました。 AIに負けない人づくり、専門職大学とも繋がれ、文化芸術のレベルの高い未来ある子育てをしたいですね。
11	50歳代	男性	本当に良い視点で取り組まれている活動が、自分の地域やテーマで活動していることに活かせるものが多くありました。感謝。突き抜けることが大事。出過ぎた杭は打たれない。
12	60歳代	女性	楽しませてもらいました。分かりやすい説明でよかった。
13	60歳代	女性	パネラーそれぞれの皆様のきめ細かいお話を聞かせてもらい、今日は来させてもらって楽しい一日を過ごせましたし、色々勉強になりました。
14	60歳代	女性	「歴史は楽しそうだなあ」と前から思っていたのですが、孫と参加できないかと思っていた。「そういう取組もあるのだ」と教えていただき、お話が聞けて良かったと思いました。
15	60歳代	女性	文化財歴史ツアーはおもしろそうですね。参加してみたいです。2～3歳からの教育はとても大切だと思います。丹波で能を見るのは興味深いです。豊岡市は近いので協力していくべきだと思います。
16	60歳代	女性	理解しやすいパネラーさんの話でした。丹波市の文化芸術が一部の方ではなく、少しでもみんなが経験できたら、心豊かな市になると思いました。
17	60歳代	女性	すばらしい方々の活動を知り、これからの丹波市の伸びしろが多くある事がわかりました。私も何かに参加するよう、努力しようと思いました。
18	60歳代	女性	市内の3人の話はもちろんよかったのですが、豊岡市の田口さんのお話を聞けて良かったです。次は、平田オリザ氏を呼んでください。

番号	年齢	性別	自由記述
19	60歳代	女性	早くから文化芸術に触れることの大切さがよくわかった。市内に住んでいても、知らないことがたくさんある。地域の歴史、伝統文化を掘り起こし、それに触れる機会、環境づくりが大切だと思う。
20	60歳代	女性	ワクワクしてきました。ぜひ何かに参加したいです。丹波市も実践参加したいです。
21	60歳代	男性	各パネラーの活動を教えてもらいよかったです。豊岡市の取り組みが、素晴らしい。将来を考えている。丹波市も見習わねば。
22	60歳代	男性	田口氏の「地域創生」は「人口減少対策」、芸術による地域創生と分かりやすかった。
23	60歳代	男性	地域の良さを発信する機会をもっと作ることが大切。イベント、講演会。地元をもっと掘り下げて、地域の人を教えることが大切。
24	70歳代以上	女性	難しくなくて良かった。
25	70歳代以上	女性	他種の方々から意見をお聞きできてよかった。
26	70歳代以上	女性	子ども達を指導され、子どもが持つ可能性を引き出し、素晴らしい体験をすることで、豊かな心に育っていく。とても楽しみです。
27	70歳代以上	女性	・観光とアートを結びつける。食べ物、景色、歴史等を楽しむ。 ・非認知能力をつけないといけない → 教育の内容が変わる。 ・学校での授業（こども園）2～3歳が大切。小学生・中学生・大人になった時の考え方の基礎になっている。 → 色々、勉強できた。
28	70歳代以上	女性	丹波市・丹波篠山市で街角コンサートを何十年もやっているけれど、どのように変化をもたらしているのか疑問。
29	70歳代以上	男性	多彩なパネリスト、内容もレベルが高く、刺激を受けました。
30	70歳代以上	男性	上田先生の地域連携プレーでの文化芸術活動の推進、よそ者であっても受入れる体制が大切である。
31	70歳代以上	不明	地元の祭や歴史に対して、もう少し関心を持ち、学んでいきたいです。

質問3 全体的にお気づきの点等がございましたらお書き下さい。

番号	年齢	性別	自由記述
1	20歳代	男性	子どもたちの演奏・演出が素晴らしく、努力が感じられました。
2	40歳代	女性	和太鼓や大正琴など、テーマにぴったりの演出があり、とても良かったと思う。講演を聴くだけでなく、見て・音を聴いて文化芸術に触れる良い機会となりました。
3	40歳代	男性	市島や春日のホールで芸術を行うのではなく、街かど等でやっていただけると、行きやすいと思う。
4	40歳代	男性	もう少し、段階別（地域、学校（教育）、団体）に分けてやる方がもっと良いと思う。（3年位かけてやると）
5	50歳代	女性	5歳児の大正琴には、びっくりしました。小さな指で、がんばって大正琴を鳴らしているの。
6	50歳代	女性	演者の映像が映る機能がアップして良かったです。 今日のチラシを藤野先生がPower Pointにアップされていたように素晴らしいと思いました。
7	50歳代	男性	子どものためにできること、体験できる機会を、こういうシンポジウムに設けるのも方法かと思った。（体験会場）
8	60歳代	女性	子どもたちの演奏が素晴らしかったです。感動ものです。
9	60歳代	女性	観光に力を入れると言われても、どこから手をつけていけば集客に繋がっていくのか。多くの人に参加できる文化芸術を望みます。
10	60歳代	女性	楽しませてもらいました。分かりやすい説明でよかった。

番号	年齢	性別	自由記述
11	60歳代	女性	丹波市が心豊かに成長する子ども達によって支えられるために、文化芸術はたいへん必要で、その丹波市が賢い繋がりをコーディネートすることが必要であると思いました。
12	60歳代	女性	構成がすばらしかったです。
13	60歳代	女性	いきいきとした話で、たいへんためになりました。
14	60歳代	女性	もっと広報して参加者を集められたら、よかったですと思います。
15	60歳代	女性	すばらしい講演会でした。ありがとうございました。
16	60歳代	女性	各町の文化祭を観に行っておりますが、高齢者が多く、子ども達も参加して欲しいと思いました。
17	60歳代	男性	ディスカッションを期待していましたが、時間が短い。観光の概念を変えよう。
18	60歳代	男性	文化芸術は、豊かな心・創造性を育む ← 芸術が経済の「コア」になればと思われました。
19	60歳代	男性	何もしないのがリスク。チャレンジが大切。大々的な取組が大切。
20	70歳代以上	女性	5歳児の大正琴には感動しましたし、少しずつの指導でみんなと合せて、すごく良かったです。
21	70歳代以上	女性	5歳児が、可愛かった。未来が楽しみに思います。
22	70歳代以上	女性	若い子どもたちの将来性に繋がるような、先生方のお話がとても良かった。感動しました。
23	70歳代以上	女性	「そうや」と思うことが、多かったです。
24	70歳代以上	女性	外来語が勉強になりました。
25	70歳代以上	女性	すばらしいシンポジウムを企画いただき、ありがとうございました。スプレアートは初めて見て、ブラボー。
26	70歳代以上	女性	参加人数が少ない。
27	70歳代以上	女性	各氏がわかりやすく説明され良かった。
28	70歳代以上	男性	色んな地域、多方面からのパネラーでのディスカッションが参考になった。
29	70歳代以上	男性	丹波市と阪神間との交通の便に問題があると思う。

【文化芸術推進シンポジウム】



【パネルディスカッション】

【大正琴パフォーマンス】



【認定こども園ミライズそら 5歳児】

7. 文化芸術基本法

(平成十三年十二月七日)

(法律第百四十八号)

第百五十三回臨時国会

第一次小泉内閣

改正 平成二九年六月二三日法律第七三号

目次

前文

第一章 総則（第一条—第六条）

第二章 文化芸術推進基本計画等（第七条・第七条の二）

第三章 文化芸術に関する基本的施策（第八条—第三十五条）

第四章 文化芸術の推進に係る体制の整備（第三十六条・第三十七条）

附則

文化芸術を創造し、享受し、文化的な環境の中で生きる喜びを見出すことは、人々の変わらない願いである。また、文化芸術は、人々の創造性をはぐくみ、その表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壌を提供し、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成するものであり、世界の平和に寄与するものである。更に、文化芸術は、それ自体が固有の意義と価値を有するとともに、それぞれの国やそれぞれの時代における国民共通のよりどころとして重要な意味を持ち、国際化が進展する中であって、自己認識の基点となり、文化的な伝統を尊重する心を育てるものである。

我々は、このような文化芸術の役割が今後においても変わることなく、心豊かな活力ある社会の形成にとって極めて重要な意義を持ち続けると確信する。

しかるに、現状をみるに、経済的な豊かさの中にありながら、文化芸術がその役割を果たすことができるような基盤の整備及び環境の形成は十分な状態にあるとはいえない。二十一世紀を迎えた今、文化芸術により生み出される様々な価値を生かして、これまで培われてきた伝統的な文化芸術を継承し、発展させるとともに、独創性のある新たな文化芸術の創造を促進することは、我々に課された緊要な課題となっている。

このような事態に対処して、我が国の文化芸術の振興を図るためには、文化芸術の礎たる表現の自由の重要性を深く認識し、文化芸術活動を行う者の自主性を尊重することを旨としつつ、文化芸術を国民の身近なものとし、それを尊重し大切にしよう包括的に施策を推進していくことが不可欠である。

ここに、文化芸術に関する施策についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、文化芸術が人間に多くの恵沢をもたらすものであることに鑑み、文化芸術に関する施策に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、文化芸術に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術に関する活動（以下「文化芸術活動」と

いう。)を行う者(文化芸術活動を行う団体を含む。以下同じ。)の自主的な活動の促進を旨として、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(平二九法七三・一部改正)

(基本理念)

第二条 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者の自主性が十分に尊重されなければならない。

- 2 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者の創造性が十分に尊重されるとともに、その地位の向上が図られ、その能力が十分に発揮されるよう考慮されなければならない。
- 3 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることに鑑み、国民がその年齢、障害の有無、経済的な状況又は居住する地域にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。
- 4 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、我が国及び世界において文化芸術活動が活発に行われるような環境を醸成することを旨として文化芸術の発展が図られるよう考慮されなければならない。
- 5 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、多様な文化芸術の保護及び発展が図られなければならない。
- 6 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、地域の人々により主体的に文化芸術活動が行われるよう配慮するとともに、各地域の歴史、風土等を反映した特色ある文化芸術の発展が図られなければならない。
- 7 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、我が国の文化芸術が広く世界へ発信されるよう、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進が図られなければならない。
- 8 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、乳幼児、児童、生徒等に対する文化芸術に関する教育の重要性に鑑み、学校等、文化芸術活動を行う団体(以下「文化芸術団体」という。)、家庭及び地域における活動の相互の連携が図られるよう配慮されなければならない。
- 9 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者その他広く国民の意見が反映されるよう十分配慮されなければならない。
- 10 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用することが重要であることに鑑み、文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策との有機的な連携が図られるよう配慮されなければならない。

(平二九法七三・一部改正)

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、文化芸術に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(平二九法七三・一部改正)

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、文化芸術に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(平二九法七三・一部改正)

(国民の関心及び理解)

第五条 国は、現在及び将来の世代にわたって人々が文化芸術を創造し、享受することができるとともに、文化芸術が将来にわたって発展するよう、国民の文化芸術に対する関心及び理解を深めるように努めなければならない。

(文化芸術団体の役割)

第五条の二 文化芸術団体は、その実情を踏まえつつ、自主的かつ主体的に、文化芸術活動の充実を図るとともに、文化芸術の継承、発展及び創造に積極的な役割を果たすよう努めなければならない。

(平二九法七三・追加)

(関係者相互の連携及び協働)

第五条の三 国、独立行政法人、地方公共団体、文化芸術団体、民間事業者その他の関係者は、基本理念の実現を図るため、相互に連携を図りながら協働するよう努めなければならない。

(平二九法七三・追加)

(法制上の措置等)

第六条 政府は、文化芸術に関する施策を実施するため必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

(平二九法七三・一部改正)

第二章 文化芸術推進基本計画等

(平二九法七三・改称)

(文化芸術推進基本計画)

第七条 政府は、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、文化芸術に関する施策に関する基本的な計画（以下「文化芸術推進基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 文化芸術推進基本計画は、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な事項その他必要な事項について定めるものとする。
- 3 文部科学大臣は、文化審議会の意見を聴いて、文化芸術推進基本計画の案を作成するものとする。
- 4 文部科学大臣は、文化芸術推進基本計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の施策に係る事項について、第三十六条に規定する文化芸術推進会議において連絡調整を図るものとする。
- 5 文部科学大臣は、文化芸術推進基本計画が定められたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 前三項の規定は、文化芸術推進基本計画の変更について準用する。

(平二九法七三・一部改正)

(地方文化芸術推進基本計画)

第七条の二 都道府県及び市（特別区を含む。第三十七条において同じ。）町村の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十三条第一項の条例の定めるところによりその長が文化に関する事務（文化財の保護に関する事務を除く。）を管理し、及び執行することとされた地方公共団体（次項において「特定地方公共団体」という。）にあっては、その長）は、文化芸術推進基本計画を参酌して、その地方の実情に即した文化芸術の推進に関する計画（次項及び第三十七条において「地方文化芸術推進基本計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

- 2 特定地方公共団体の長が地方文化芸術推進基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あ

らかじめ、当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

(平二九法七三・追加)

第三章 文化芸術に関する基本的施策

(平二九法七三・改称)

(芸術の振興)

第八条 国は、文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術（次条に規定するメディア芸術を除く。）の振興を図るため、これらの芸術の公演、展示等への支援、これらの芸術の制作等に係る物品の保存への支援、これらの芸術に係る知識及び技能の継承への支援、芸術祭等の開催その他の必要な施策を講ずるものとする。

(平二九法七三・一部改正)

(メディア芸術の振興)

第九条 国は、映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術（以下「メディア芸術」という。）の振興を図るため、メディア芸術の制作、上映、展示等への支援、メディア芸術の制作等に係る物品の保存への支援、メディア芸術に係る知識及び技能の継承への支援、芸術祭等の開催その他の必要な施策を講ずるものとする。

(平二九法七三・一部改正)

(伝統芸能の継承及び発展)

第十条 国は、雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊その他の我が国古来の伝統的な芸能（以下「伝統芸能」という。）の継承及び発展を図るため、伝統芸能の公演、これに用いられた物品の保存等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(平二九法七三・一部改正)

(芸能の振興)

第十一条 国は、講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能（伝統芸能を除く。）の振興を図るため、これらの芸能の公演、これに用いられた物品の保存等への支援、これらの芸能に係る知識及び技能の継承への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(平二九法七三・一部改正)

(生活文化の振興並びに国民娯楽及び出版物等の普及)

第十二条 国は、生活文化（茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化をいう。）の振興を図るとともに、国民娯楽（囲碁、将棋その他の国民的娯楽をいう。）並びに出版物及びレコード等の普及を図るため、これらに関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(平二九法七三・一部改正)

(文化財等の保存及び活用)

第十三条 国は、有形及び無形の文化財並びにその保存技術（以下「文化財等」という。）の保存及び活用を図るため、文化財等に関し、修復、防災対策、公開等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地域における文化芸術の振興等)

第十四条 国は、各地域における文化芸術の振興及びこれを通じた地域の振興を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示、芸術祭等への支援、地域固有の伝統芸能及び民俗芸能（地域の人々によって行われる民俗的な芸能をいう。）に関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(平二九法七三・一部改正)

(国際交流等の推進)

第十五条 国は、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進を図ることにより、我が国及び世界の文化芸術活動の発展を図るため、文化芸術活動を行う者の国際的な交流及び芸術祭その他の文化芸術に係る国際的な催しの開催又はこれへの参加、海外における我が国の文化芸術の現地の言語による展示、公開その他の普及への支援、海外の文化遺産の修復に関する協力、海外における著作権に関する制度の整備に関する協力、文化芸術に関する国際機関等の業務に従事する人材の養成及び派遣その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、前項の施策を講ずるに当たっては、我が国の文化芸術を総合的に世界に発信するよう努めなければならない。

(平二九法七三・一部改正)

(芸術家等の養成及び確保)

第十六条 国は、文化芸術に関する創造的活動を行う者、伝統芸能の伝承者、文化財等の保存及び活用に関する専門的知識及び技能を有する者、文化芸術活動に関する企画又は制作を行う者、文化芸術活動に関する技術者、文化施設の管理及び運営を行う者その他の文化芸術を担う者(以下「芸術家等」という。)の養成及び確保を図るため、国内外における研修、教育訓練等の人材育成への支援、研修成果の発表の機会の確保、文化芸術に関する作品の流通の促進、芸術家等の文化芸術に関する創造的活動等の環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(平二九法七三・一部改正)

(文化芸術に係る教育研究機関等の整備等)

第十七条 国は、芸術家等の養成及び文化芸術に関する調査研究の充実を図るため、文化芸術に係る大学その他の教育研究機関等の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国語についての理解)

第十八条 国は、国語が文化芸術の基盤をなすことにかんがみ、国語について正しい理解を深めるため、国語教育の充実、国語に関する調査研究及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

(日本語教育の充実)

第十九条 国は、外国人の我が国の文化芸術に関する理解に資するよう、外国人に対する日本語教育の充実を図るため、日本語教育に従事する者の養成及び研修体制の整備、日本語教育に関する教材の開発、日本語教育を行う機関における教育の水準の向上その他の必要な施策を講ずるものとする。

(平二九法七三・一部改正)

(著作権等の保護及び利用)

第二十条 国は、文化芸術の振興の基盤をなす著作者の権利及びこれに隣接する権利(以下この条において「著作権等」という。)について、著作権等に関する内外の動向を踏まえつつ、著作権等の保護及び公正な利用を図るため、著作権等に関する制度及び著作物の適正な流通を確保するための環境の整備、著作権等の侵害に係る対策の推進、著作権等に関する調査研究及び普及啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

(平二九法七三・一部改正)

(国民の鑑賞等の機会の充実)

第二十一条 国は、広く国民が自主的に文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会の充実を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示等への支援、これらに関する情報の提供その他の

必要な施策を講ずるものとする。

(高齢者、障害者等の文化芸術活動の充実)

第二十二條 国は、高齢者、障害者等が行う文化芸術活動の充実を図るため、これらの者の行う創造的活動、公演等への支援、これらの者の文化芸術活動が活発に行われるような環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(平二九法七三・一部改正)

(青少年の文化芸術活動の充実)

第二十三條 国は、青少年が行う文化芸術活動の充実を図るため、青少年を対象とした文化芸術の公演、展示等への支援、青少年による文化芸術活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校教育における文化芸術活動の充実)

第二十四條 国は、学校教育における文化芸術活動の充実を図るため、文化芸術に関する体験学習等文化芸術に関する教育の充実、芸術家等及び文化芸術団体による学校における文化芸術活動に対する協力への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(平二九法七三・一部改正)

(劇場、音楽堂等の充実)

第二十五條 国は、劇場、音楽堂等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、公演等への支援、芸術家等の配置等への支援、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(美術館、博物館、図書館等の充実)

第二十六條 国は、美術館、博物館、図書館等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、展示等への支援、芸術家等の配置等への支援、文化芸術に関する作品等の記録及び保存への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地域における文化芸術活動の場の充実)

第二十七條 国は、国民に身近な文化芸術活動の場の充実を図るため、各地域における文化施設、学校施設、社会教育施設等を容易に利用できるようにするための措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

(公共の建物等の建築に当たっての配慮等)

第二十八條 国は、公共の建物等の建築に当たっては、その外観等について、周囲の自然的環境、地域の歴史及び文化等との調和を保つよう努めるものとする。

2 国は、公共の建物等において、文化芸術に関する作品の展示その他の文化芸術の振興に資する取組を行うよう努めるものとする。

(平二九法七三・一部改正)

(情報通信技術の活用の推進)

第二十九條 国は、文化芸術活動における情報通信技術の活用の推進を図るため、文化芸術活動に関する情報通信ネットワークの構築、美術館等における情報通信技術を活用した展示への支援、情報通信技術を活用した文化芸術に関する作品等の記録及び公開への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(調査研究等)

第二十九條の二 国は、文化芸術に関する施策の推進を図るため、文化芸術の振興に必要な調査研究並びに国の内外の情報の収集、整理及び提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(平二九法七三・追加)

(地方公共団体及び民間の団体等への情報提供等)

第三十条 国は、地方公共団体及び民間の団体等が行う文化芸術の振興のための取組を促進するため、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(民間の支援活動の活性化等)

第三十一条 国は、個人又は民間の団体が文化芸術活動に対して行う支援活動の活性化を図るとともに、文化芸術活動を行う者の活動を支援するため、文化芸術団体が個人又は民間の団体からの寄附を受けることを容易にする等のための税制上の措置、文化芸術団体が行う文化芸術活動への支援その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(平二九法七三・一部改正)

(関係機関等の連携等)

第三十二条 国は、第八条から前条までの施策を講ずるに当たっては、芸術家等、文化芸術団体、学校等、文化施設、社会教育施設、民間事業者その他の関係機関等との連携が図られるよう配慮しなければならない。

2 国は、芸術家等及び文化芸術団体が、学校等、文化施設、社会教育施設、福祉施設、医療機関、民間事業者等と協力して、地域の人々が文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会を提供できるようにするよう努めなければならない。

(平二九法七三・一部改正)

(顕彰)

第三十三条 国は、文化芸術活動で顕著な成果を収めた者及び文化芸術の振興に寄与した者の顕彰に努めるものとする。

(政策形成への民意の反映等)

第三十四条 国は、文化芸術に関する政策形成に民意を反映し、その過程の公正性及び透明性を確保するため、芸術家等、学識経験者その他広く国民の意見を求め、これを十分考慮した上で政策形成を行う仕組みの活用等を図るものとする。

(平二九法七三・一部改正)

(地方公共団体の施策)

第三十五条 地方公共団体は、第八条から前条までの国の施策を勘案し、その地域の特性に応じた文化芸術に関する施策の推進を図るよう努めるものとする。

(平二九法七三・一部改正)

第四章 文化芸術の推進に係る体制の整備

(平二九法七三・追加)

(文化芸術推進会議)

第三十六条 政府は、文化芸術に関する施策の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るため、文化芸術推進会議を設け、文部科学省及び内閣府、総務省、外務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省その他の関係行政機関相互の連絡調整を行うものとする。

(平二九法七三・追加)

(都道府県及び市町村の文化芸術推進会議等)

第三十七条 都道府県及び市町村に、地方文化芸術推進基本計画その他の文化芸術の推進に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くことができる。

(平二九法七三・追加)

附 則 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二九年六月二三日法律第七三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(文化芸術に関する施策を総合的に推進するための文化庁の機能の拡充等の検討)

第二条 政府は、文化芸術に関する施策を総合的に推進するため、文化庁の機能の拡充等について、その行政組織の在り方を含め検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

8. 用語集

行	用語	解説	掲載頁
あ行	IoT(アイオーティー)	Internet of Things の略。あらゆる物がインターネットを通じて繋がることによって実現する新たなサービス・ビジネスモデル、またはそれを可能とする要素技術の総称をいう。	1
	ICT(アイシーティー)	Information and Communication Technology の略。情報通信技術のこと。サーバー・インターネット等の技術だけでなく、ビッグデータ・ソーシャルメディア等のサービスやビジネスについてもその範囲とする技術の総称をいう。	1
	アート・クラフトフェスティバル	木工、陶芸、皮革、ガラス、布等の各分野で創作活動を行う作家の活動発表のこと。	12
	アトリエ	画家・美術家・工芸家・建築家などの芸術家が仕事を行うための専用の作業場のこと。(画室、工房)	47
	アマチュアアーティスト育成支援事業	アマチュア出演者とアマチュア舞台スタッフが創りあげる4ジャンル(バンド・ピアノ・ダンス・和太鼓)の舞台発表のこと。	13
	稲畑人形	丹波市氷上町稲畑の赤井若太郎忠常が、江戸末期の弘化3年(1846年)に創り出した人形で、美しい青色できめが細かく粘りの強い赤い粘土と、丹波霧の適度の湿りに恵まれた軽くしなやかな良質の原料に、伏見人形の流れをくんだ土人形のこと。	14
	インスタ映え	写真共有 SNS「インスタグラム」(Instagram) に写真をアップロードし公開した場合に、ひときわ見栄え良くステキに見える(映える)、という意味で用いられる表現のこと。インスタグラムへの投稿を念頭において「写真うつりが良い」と述べる言い方。PC・スマートフォン向け写真共有 SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)の Instagram に投稿した写真や、その被写体などに対して見映えがする、おしゃれに見える、という意味で用いられる表現のこと。	63
	AI(エーアイ)	人工知能のこと。人工的に作られた人間のような知能、ないしはそれを作る技術のこと。	1
	SNS(エスエヌエス)	Social Networking Service の略。Web 上で社会的ネットワークを構築可能にするサービスのこと。インターネットを介して人間関係を構築できるスマホ・パソコン用の Web サービスの総称をいう。	62
か行	郷土史研究会・史実研究会	郷土の豊かな歴史を調査・研究等をする会のこと。	41
さ行	10ヶ寺もみじめぐり事業	市木であるもみじの素晴らしい市内の寺10ヶ寺(高源寺、円通寺、岩瀧寺、達身寺、高山寺、白毫寺、三宝寺、小新屋観音、石龕寺、慧日寺)が実行委員会を組織し、市内外に来訪を呼びかけ、紅葉したもみじの鑑賞とともに丹波の歴史・文化を知ってもらう事業のこと。事業の内容として、スタンプ巡りや市内の駅を起終点としたもみじめぐりバスの運行等を行っている。	35
	シューベルティアーデたんば	毎年9月から11月にかけて、丹波市・丹波篠山市で開催される国際音楽祭のこと。	12
	シューボックス型	箱型で客席前方にステージがある、コンサートホールのこと。	6

行	用語	解説	掲載頁
た行	丹波アートコンペティション	令和元年度から丹波市民美術展を拡充開催する展覧会のこと。入賞作品は植野記念美術館での展示を行う。(公募展)	12
	丹波市生涯学習施設整備方針〔適正配置計画〕	地方分権型社会に即した持続可能な丹波市経営の中で、生涯学習の振興に必要な施設のあり方を研究し、今後必要となってくる施設の整理統合の基本となる計画をいう。(平成25年2月に策定)	49
	TAMBA シニアカレッジ	身近な「時事問題」や「健康」をテーマとして、おおむね60歳以上の市民を対象として開催する教養講座のこと。	34
	丹波布	佐治郷(現在の青垣町・芦田村、佐治村、神楽村、遠阪村)周辺で、綿から紡いだ手紡ぎ糸を草木染し、縦横に用い、屑まゆから採ったつまみ糸を横系に交織した手織りの布をいう。	10
	丹波の森ウッドクラフト展	人に優しい木を素材とし、遊び心を大切にしながら創作の喜びを創りだすことを目的に優れた木工クラフト作品を募集し、開催される展覧会のこと。(公募展)	12
	たんばふるさと学	小学校の総合的な学習の時間に、地域の「ひと」「もの」「こと」からたんばの魅力を学ぶことをいう。	54
	地域づくり事業	平成28年4月1日現在の小学校区単位で組織する自治協議会において、それぞれ地域の将来像を描き、地域課題の解決、地域コミュニティの醸成のための指針となる行動計画(地域づくり計画)に基づき、地域住民が主体となって、個人・各種団体などと一体で取り組む活動、事業をいう。	35
	田ステ女俳句ラリー	明治の俳人である正岡子規が取り上げた「元禄の四俳女」の一人、「ステ女」にちなんだ投句イベントをいう。	12
は行	文化芸術	国の文化芸術基本法第2条第10項に規定されているもので、具体的には、有形・無形の文化財、音楽や美術等の芸術、茶道や書道等の生活文化等をいう。(本計画4ページを参照)	1
	文化芸術サロン	歴史的には、サロンとは、貴族やブルジョアの夫人が日を定めて客間を開放し、同好の人々を招き、文学・芸術・学問その他の文化全般について、自由に談話を楽しむ社交界の風習で、本計画では文化芸術に関する「交流の場」のことをいう。	45
	文化的資源	歴史的な建物、自然環境・街なみ等の景観、人、文化ホール等の施設をいう。	5
ま行	民俗文化財	衣食住、風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられるもの等、人々が日常生活の中で生み出し、継承してきた有形・無形の伝承で人々の生活の推移を示すもの。	12
ら行	ライフピアDEクリスマス	毎年12月にライフピアいちじま大ホールで開催する、ファミリー向けのクリスマスコンサートのこと。	53
わ行	ワークショップ	講師の話を参加者が一方的に聞くのではなく、参加者自身が討論に加わったり、体を使って体験したりする等、参加体験型、双方向性のグループ学のこと。	13